

平成13年度教職課程活動報告

河上婦志子

1. 新カリキュラム

平成13年度は、新しい教育職員免許法の適用される学生が入学してきて2年目にあたる。新免許法の導入にともなって改変した新カリキュラムでは、従来3年生向けに開講していた科目のいくつかを2年次科目にしたので、受講生が大幅に増えたうえ、2・3年生が混在する科目がいくつか生まれ、その対応に追われた。

また新しい免許法が適用される学生が2年生になったため、教育実習に向けて多様な準備教育をする必要に迫られた。旧免許法に依拠して4年次実習をする3年生と、新免許法のもとで4年次実習をする予定の2年生、そして3年次実習に臨む2年生と、3種類の指導が必要であった。さらに実習期間も、免許の種類や教科目、そして学部・学科の事情によって多様であったうえ、科目等履修生への対応も必要だったので、時には混乱も生じたが、教員と職員の努力と連携・協力によって切り抜けることができた。教職課程ではワーキンググループを作って、新免許法への対応を図ってきたが、この年もまだ新カリキュラム導入に伴う、多種多様な問題に翻弄されたといつてよい。

2. 「情報」の新設

横浜キャンパスの工学部・電気電子情報工学科と経営工学科、そして湘南ひらつかキャンパスの理学部・情報科学科と経営学部・国際経営学科に、新しい教科目「情報」を新設すること

になったので、その準備にも多くの時間を必要とした。カリキュラム編成のための、数回にわたる打ち合わせの他、「教科教育法（情報）」や「情報と教育」の科目担当者の発掘・採用、シラバスの作成依頼に苦労した。

さらに大変だったのは、「情報」の新設に伴って、従来暫定的に6単位に据え置かれていた中学校の「教科教育法」の単位数を8単位にしなければならなくなったことだ。それをしなければ「情報」の免許申請が認可されないという。中学校免許の全教科目にわたって、この2単位を生み出すために、「教育方法論」を廃止し、「教科教育法Ⅳ」を新設したが、新旧対照表の作成や担当者の手当てなど、思いがけず多大の時間と精力を費やす結果になった。

3. 特別任用教授

短期大学の廃止に伴って、従来短期大学部におられた学校管理職経験者の教員が不在になるかもしれない、という問題があった。実践経験にもとづく授業内容や指導方法に、また現場の学校との有効な協力関係の維持に、欠かすことのできない、このような教員を確保するために、手を尽くして依頼し、嘆願したおかげで、全学枠での特別任用教授を採用する許可が下り、山田晃先生をお迎えすることが決まった。これまでの経験を生かし、新しい視点から教職課程をさらに発展させていただけるものと期待している。

4. 教員の採用

氷河期と言われた教員採用の状況が好転し、教員の募集説明会の開催依頼が、横浜市や神奈川県教育委員会から来るようになった。それは神奈川大学の卒業生教員の実績が評価されているためでもあろう。なにより学生の職業希望を実現させてあげられる機会が増えつつあることは喜ばしい。

惜しむらくは一次試験に合格していながら、面接を中心とする二次試験で不合格になった受験生が少なからずいることである。これまでも神奈川大学の学生の反応の悪さを、非常勤講師の方から指摘されることがあったが、もっと自分のよさをアピールできる学生を育てていけるように、私たちも努力しなければならないと改めて反省した次第である。授業方法やプログラムに参加型学習や自己表現の機会を増やし、個々の学生が自分のよさを確認し、伸ばしていけるような教育を行いたいものである。

5. 渡邊武臣先生の退職

「生徒指導」や「教育実習」などの授業科目ばかりでなく、中学校や高校との協力関係の構築や学生の受験相談や指導に、熱心に取り組み続けてくださった短期大学部の渡邊武臣先生が、ついに神奈川大学を退職されることになった。時には朝の1限目から夜の8限目まで、一日中大学にいて授業や学生の指導にあたってくださった先生の献身に心から感謝を捧げたい。

2002年1月26日の卒業生の会では、先生の長年の経験と見識に裏打ちされた話を伺う機会をもてた。参加者は強い感銘を受け、多くを学んだことと思う。